

様式第9

法第49条第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)及び第50条第1項関係(農地転用の許可)

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	棚塩産業団地整備事業 (第3工区)	棚塩地区	浪江町

図面記号									
C									
1 当事者の住所	当事者の別	氏名	捺印		住所				
	譲受人	浪江町長 馬場 有			双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定されて いる場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
	別紙2のとおり								
	計	2,054㎡ (畑 2,054 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他		
	所有権	移転	復興整備計画 公表後		永年				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>○当該事業区域の農地は、棚塩地区等の用水・排水路の末端に位置しており、上流からの用排水は、事業区域内に新たに整備する排水路に接続し、事業区域内の排水と合わせて海岸へ直接放流されるため、周辺農地への影響はない。</p> <p>○事業区域外の既存の農道は、事業区域の整備後も区域内道路と接続することとしており、既存農地へのアクセス性は確保されるため、周辺農地への影響はない。</p> <p>○既存農地と隣接する西側緑地は、新たに高木の樹種を植林しないこととしており、日照に係る周辺農地への影響はない。</p> <p>○団地造成及び建築物等の整備に関しては、関係法令や各種規制等を遵守するとともに、周辺農地への影響が無いよう関係機関と十分に協議等を行い、適正な措置が施されるよう関係事業者へ指導する。</p>								

(別紙2) 2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分		備考
		登記簿	現況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法	
1 浪江町大字棚塩字 大原	100番	畑	畑	2,054	なし	なし	農振地域内 農用地区域外	非線引き都市計画区域の 用途地域外	
合計	1筆		2,054㎡ (畑 2,054㎡)						